

## 利用規約

株式会社マザーブレット（以下「当社」します）が流山市からの委託を受けて実施する病児保育事業に関する重要事項について、以下の通り利用規約を定めます。

### 第1条（目的）

保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会通念上やむを得ないと認められる事由（以下「利用事由」という）により、病中・病後のお子さま（以下「病児」という）を一時的に保育するほか、その保育中に体調不良となったお子さまへの緊急対応等を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、お子さまの健やかな成長に寄与することを目的とします。

### 第2条（名称および管理運営）

当社が流山市からの委託を受けて運営する病児保育室（以下「当病児保育室」とします）は次の2施設であり、管理運営は当社が行います。

- 1) キッズケアブルームセントラル（流山市中 116-1）
- 2) キッズケアブルーム南流山（流山市南流山 4-13-8 MOM-HOUSE 1F）

### 第3条（業務内容）

病児の保護者は、当病児保育室に対し病児の保育看護を委託し、当病児保育室はこれを受託し、誠実に遂行します。

### 第4条（利用定員）

キッズケアブルーム南流山は1日最大3名、キッズケアブルームセントラルは1日最大4名までとします。ただし、以下の各号に該当する場合は、当病児保育室の判断で利用定員が制限される場合があります。

- 1) 病児同士の感染等が懸念される場合
- 2) 当病児保育室の運営上の事由で利用定員を制限する必要がある場合
- 3) その他、当病児保育室が利用定員を制限する必要があると認める場合

### 第5条（利用対象となる病児）

生後6ヶ月から小学校6年生までの病児で、流山市内に居住している方。

利用者が定員に満たない場合で、当病児保育室が預かり可能と判断した場合に限り市外在住のお子様を利用することが可能です。

- 1) 当面、症状の急変等が認められず、病気の回復期に至っておらず、集団保育が困難であり、かつ利用事由が認められるとき
- 2) 病気の回復期ではあるが、集団生活が困難で、かつ利用事由が認められるとき

ただし、以下の各号に該当する場合は、利用することはできません。

- 1) 当病児保育室が指定する病名および症状
- 2) 医師の事前診察および、当病児保育室の職員により受け入れが困難であると判断した場合
- 3) その他当病児保育室が利用を困難であると判断した場合

### 第6条（利用の最長期間）

利用事由が認められた期間の範囲の中で、原則として1回あたり連続して最大7日以内とします。ただし、当病児保育室の判断で必要最小限の範囲で延長することができます。

### 第7条（開所日）

原則として、以下の各号に掲げる日を除く日を開所日とします。

- 1) 日曜、国民の祝日

- 2) 年末年始（12月29日～1月3日）
- 3) 当病児保育室の運営上の事由で閉所する必要がある場合

#### 第8条（開所時間）

第6条で規定する開所日において、午前8時から午後6時までとします。

ただし、当病児保育室の運営上必要と認められる場合、流山市と相談の上で開所時間を変更することができます。

#### 第9条（事前登録）

利用希望する保護者は、当病児保育室にWEB予約システム(あずかるこちゃん)による「アカウント作成及び利用希望施設への登録」が必要です。登録申請後、施設からの承認により予約可能となります。

登録は無料です。WEB登録が難しい場合は、流山市病児保育事業児童状況票の登録も可能とします。

#### 第10条（保育時間）

当病児保育室における保育時間については、以下の各号に定める通りとします。

- 1) 委託時間は、WEB予約時の希望時間の通りとします。ただし、前日16時以降の予約や休日祝日の予約に関しては、当日朝の電話問診後に受け入れ時間が決定します。
- 2) 保護者は、確定した予約の終了時刻までに、必ず当病児保育室へ病児のお迎えを行うものとします。
- 3) 前号2)の終了時間については、原則として延長はできません。

#### 第11条（利用予約）

保護者は当病児保育室に対して、利用予約受付時間内（前日の午前7時半から当日午前10時まで）にWEB予約システムにて予約申込を行います。

ただし当病児保育室は、前日16時以降や休日祝日の利用予約については当日の朝に電話問診を行い、8時以降に利用可否を決定します。また、利用予約の確定は、WEB予約システム上に病状通知書がアップロードされ、電話問診が終了した順番に行うものとします。

WEB予約が難しい場合は、電話予約も可能とします。

#### 第12条（利用予約のキャンセル）

保護者は利用予約のキャンセルをする場合、当日朝7時半までにWEB予約システム上で予約取り消しの操作を時間内に行う必要があります。

※ご自身でキャンセルがされない場合、こちらからキャンセル操作をする場合があります。

※キャンセルの連絡がないまま、利用をしなかった場合、次回以降の利用予約を制限させていただくことがあります。

#### 第13条（送迎）

当病児保育室への病児の送迎は原則保護者が行うものとします。保護者以外の送迎には、事前申告の上、運転免許証等で本人確認が必要となります。

#### 第14条（利用料金）

保護者は当病児保育室の利用にあたり、お迎え時に別表1・別表2に定める利用料を現金にて支払います。

#### 第15条（緊急医療）

保護者は必要に応じて病児が医療機関で医療措置を受けることに対して事前に同意します。

当病児保育室は病児に緊急医療措置が必要となった場合、医療機関への救急搬送を行います。その際、保護者への連絡が事後になる場合があります。

救急医療措置に関する医療措置の内容・結果等に関しては一切の責任を負いません。

#### 第16条（利用予約の制限）

当病児保育室は以下の各号に該当する場合、流山市と協議の上、利用予約制限を行う場合があります。

- 1) 連絡を行わず利用キャンセルを行なった場合
- 2) 他の利用希望者の利用を阻害する行為を行なった場合
- 3) 利用料金を未納している場合
- 4) その他、当病児保育室が利用予約の制限の必要性を認める場合

#### 第17条（善管注意義務）

当病児保育室は、善良な管理者の注意義務をもって病児をお預かりします。

#### 第18条（個人情報の管理）

当病児保育室は、病児およびその保護者の個人情報を施設運営業務でのみ使用します。

#### 第19条（免責）

当病児保育室は以下の各号について免責事項とさせていただきます、一切の責任を負いません。

- 1) 当病児保育室は、当病児保育室に故意または重過失がある場合を除き、病児およびその保護者が、当病児保育室の利用により被った損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 2) 当病児保育室は、病児およびその保護者の当病児保育室の利用に関し、病児およびその保護者同士または第三者との間に生じた紛争について、何ら責任を負わないものとします。
- 3) 当病児保育室では感染症の伝播を防ぐため、換気や個室対応を含めた適切な対応を行いますが、病児および保護者の当病児保育室の利用に伴って発生したと推定される感染症を発生した場合においても、何ら責任を負わないものとします。
- 4) 当病児保育室における保育看護においては、当病児保育室は第17条で規定する善管注意義務をもって病児にとって最善と考える対応を取りますが、当病児保育室の責めに帰すべき事象によるものを除き、その対応によって生じる病児および保護者の損害については責任を負わないものとします。
- 5) 当病児保育室を利用した病児の疾病を起因としたあらゆる事象（症状の悪化、障害、死亡を含む）
- 6) 当病児保育室の利用時または事前登録時等において、当病児保育室の職員への伝達が行われていない事象を起因としたあらゆる事象
- 7) 天変地異をはじめ、当病児保育室の責めに帰することができない不可抗力による業務の一部または全部の履行遅延、履行不能または不完全履行に伴い生じる損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### 第20条（責任限度）

当病児保育室は、当病児保育室の責めに記すべき事由によって、病児に事故が生じた場合、当病児保育室が加入している損害保険規約・傷害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、保護者および病児の損害・傷害に対応いたします。

責任限度は同保険金額をもって責任の限度とします。また、保険規約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、当病児保育室は責任を負担するものとします。

#### 第21条（規約の変更）

本規約は当社および当病児保育室が定め、民法第548条の4の規定により本規約の変更をすることができます。本規約の変更にあたっては、当病児保育室のウェブサイトにおいて、本規約変更に関する告知を行い、その効力はすべての利用登録者に帰属するものとします。

病児保育室キッズケア ブルームセントラル  
病児保育室キッズケア ブルーム南流山

[運営会社]  
株式会社マザーブラネット代表取締役 藪本敦弘

<改定記録>

2017年3月31日 初版作成

2023年5月8日 改定

<別表（税込）>

利用者区分	4時間まで	4時間を超過した場合（1時間）
病児が流山市民の場合	2,000円	300円
	前年度の区市町村税が非課税の世帯 1,000円/日	
	生活保護を受けている世帯および里親世帯 無料	
病児が市民外の場合	3,000円	400円
	生活保護を受けている世帯および里親世帯 無料	

※利用月によって非課税の判定をする区市町村民税の年度が異なります。

利用月が4月から8月：前年度の区市町村民税額が非課税の世帯

利用月が9月から3月：当年度の区市町村民税額が非課税の世帯

<別表2（税込）>

世帯状況	必要書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書
里親世帯	児童相談所の長が発行する書類
非課税世帯	非課税証明書（世帯分） 4月から8月の利用：前年度分 9月から3月の利用：今年度分

<別表3（税込）>

イオン飲料	1本 200円
麦茶	1本 200円
幼児食	1食 600円
おやつ	1食 300円
おむつ	1食 100円